

10月からプレミアム付商品券を販売します

問 申請・引換券の送付に関すること 福祉課 ☎42-2640
商品券の購入・利用に関すること 商工観光課 ☎42-2275 内線238

プレミアム付商品券とは

目的

消費税・地方消費税率上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、松前町では、低所得者と子育て世帯主向けにプレミアム付商品券の販売を行います。(プレミアム率は25%)

購入対象者

- 令和元年度住民税非課税者(課税基準日:平成31年1月1日)
※ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者などを除く
- 子育て世帯の世帯主(平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子の属する世帯の世帯主)

販売単位

1セット5,000円分(1,000円券×5枚)を4,000円で購入可能

購入限度額

- 令和元年度住民税非課税者:1人あたり5セット(25,000円分を20,000円で購入可能)
- 子育て世帯の世帯主:5セット(25,000円分を20,000円で購入可能)×対象となるお子さんの人数

申請から購入までの流れ

【令和元年度住民税非課税者】

- 住民税非課税者の対象となる可能性のある方に、購入引換券交付申請書を郵送しますので、必要事項を確認の上、返送をお願いします。(役場福祉課および各支所窓口での申請も可能です。)
- 到着した申請書をもとに審査を行い、審査の結果対象者となる場合には、購入引換券を郵送します。
- 購入引換券と現金をご用意いただき、指定の商品券購入場所で商品券を購入します。
- 取扱店で商品券を使用します。

【子育て世帯の世帯主】

- 対象者には購入引換券を郵送します。(申請は不要です。)
- 購入引換券と現金をご用意いただき、指定の商品券購入場所で商品券を購入します。
- 取扱店で商品券を使用します。

各種期間

プレミアム付商品券事業にかかる各種期間(予定)

購入引換券交付申請期間	令和元年7月中旬から8月15日まで(住民税非課税者のみ申請)
購入引換券発送期間	令和元年9月から順次発送
商品券販売期間	令和元年10月1日から令和元年12月27日まで
商品券使用期間	令和元年10月1日から令和2年3月10日まで

プレミアム付商品券の取扱店・販売場所

取扱店は申請案内時、販売場所は購入引換券送付時にお知らせします。